個人情報開示請求における本人確認書類等について

請求者区分	請求方法	請求者本人確認書類	その他添付書類１	その他添付書類２	その他添付書類３
本人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等			
	郵送	上記本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票の写し （※30日以内作成の原本）		
本人 （=故人の遺族等）	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	**【遺族等を証明するもの】** ・戸籍謄本、戸籍抄本等 （※いずれも30日以内作成の原本）		
	郵送	上記本人確認書類の複写物	**【遺族等を証明するもの】** ・戸籍謄本、戸籍抄本等 （※いずれも30日以内作成の原本）	・請求者本人の住民票の写し （30日以内作成の原本）	
法定代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	**【法定代理人の資格を証明するもの】** ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 （※いずれも30日以内作成の原本）		
	郵送	上記本人確認書類の複写物	**【法定代理人の資格を証明するもの】** ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 （※いずれも30日以内作成の原本）	・請求者本人の住民票の写し （30日以内作成の原本）	
任意代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	**【任意代理人の資格を証明するもの】** ・委任状 （※委任者の押印が必要。）	**【委任者の本人確認書類】** ・委任者の運転免許証または個人番号カード等の写し ※委任状に実印の押印があり印鑑登録証明が添付されていれば不要 （印鑑登録証明は30日以内作成の原本）	
	郵送	上記本人確認書類の複写物	**【任意代理人の資格を証明するもの】** ・委任状 （※委任者の押印が必要。）	**【委任者の本人確認書類】** ・委任者の運転免許証または個人番号カード等の写し ※委任状に実印の押印があり印鑑登録証明が添付されていれば不要 （印鑑登録証明は30日以内作成の原本）	・請求者本人の住民票の写し （30日以内作成の原本）